

平成26年7月18日

第25回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第25回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年7月18日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	6 番 委員	7 番 委員
8 番 委員	9 番 委員	10 番 委員
11 番 委員	12 番 委員	13 番 委員
15 番 委員	16 番 委員	17 番 委員
18 番 委員	19 番 委員	20 番 委員
22 番 委員	23 番 委員	24 番 委員
25 番 委員	26 番 委員	27 番 委員
28 番 委員	29 番 委員	30 番 委員
31 番 委員		

1 欠席委員

5 番委員 14 番委員 32 番委員

1 活動休止委員

21 番委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
主幹兼農地係長
主幹兼振興係長
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第25回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「20番委員」と「22番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	議案書の1ページになります。
議長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、説明します。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下4筆については、お目通しください。報告を終わります。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	3ページをお開きください。
議長	<p>今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案9件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2以下については、お目通しください。 今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番についてご審議願ひ</p>

ます。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、13番井手委員の退席を求めます。

(13番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の1番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から9番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の2番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から42番についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案書の6ページから16ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案42件です。内訳は、新規の利用権設定が37件、再設定が5件、合計の面積は80,726㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から12番について、

ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

1・2番については、11番委員にお願いします。

11番委員

はい。

番号1, 2につきましては、私と4番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

西森清秀さんは、これまでも家族で農業, 和牛飼養を行ってきましたが、今回、新たに規模拡大ということで利用権設定をすることになり、30a以上の経営面積になりました。

和牛飼養のほかに、オクラ10a, キャベツ30a, 飼料作物60aの栽培を計画し、目標年間販売高は、約500万円を計画しています。

農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力については、現在子どもが小さいことから、1人で行っていますが、将来は妻の協力を得て、一緒に経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。

議長

3・4・5・6番については、8番委員にお願いします。

8番委員

はい。

番号3, 4, 5, 6につきましては、私と32番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

東中川さんは、これまでも農業を行ってきました。今回新たに利用権設定, 規模拡大をすることになり、30a以上の経営面積になりました。

オクラ30a, スナックエンドウとソラマメ50aの栽培を計画し、目標年間販売高は、約500万円を計画しています。

農機具等については、友人から借り受ける予定で、労力についても農繁期には友人等の協力を得ながら経営していくとのことでした。

中川と小牧では、距離がありますが、本人がやる気十分ですので、私も機械銀行等の世話をしながら、相談に乗りたいと思っております。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。

新規就農者として十分意欲がありますので、認めてもらいたいと思っております。以上です。

議長

続きまして、7・8・9番については、23番委員にお願いします。

23番委員

はい。

番号7, 8, 9につきましては, 私と18番委員とで調査をいたしました。
貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は, 今回初めて利用権の設定をします。

オクラ10a, サツマイモ12a, スナップエンドウ13aで目標年間販売高は約400万円を目指しています。

農機具等については, すでに必要分は所有しており, 労力についても農繁期は親類等の協力を得ながら経営していくとのこと。

また, 認定農業者となるよう, 努力していくつもりだそうです。

なお, 営農計画書を資料の3ページに添付しています。

10番については, 26番委員にお願いいたします。

はい。

番号10につきましては, 私と5番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人はこれまでも農業を行ってきましたが, 今回, 始めて利用権の設定をし, 借入地取得をして農業を始めるということ。

オクラ10a, レタス30aで目標年間販売高は, 約300万円を目指しています。

農機具等については, すでに必要分は所有しており, 労力について農繁期には親戚等の協力を得ながら経営していくとのこと。

なお, 営農計画書を資料の4ページに添付しています。

11番については, 22番委員にお願いします。

はい。

番号11につきましては, 私と6番委員とで調査をいたしました。

貸人, 借人, 土地の所在地, 地目, 面積, 貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は, これまで, 農業生産法人に勤めておりましたが, 近く, 法人を退職し, 独立して農業を始めるとのこと。また, 今回初めて, 利用権の設定をするものです。

ソラマメ20a, オクラ12a, キャベツ12aの栽培を計画しており, 目標年間販売高約300万円を目指しています。また今後, 認定農業者を目指して頑張っていきたいということでした。

農機具については, 必要分は知人から借りる予定で, 労力については, 妻が現在子育て中ですが, 将来的には協力を得て一緒に経営していきたいとのこと。

議長

26番委員

議長

22番委員

議長
30番委員

なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。

12番については、30番委員をお願いします。

はい。

番号12につきましては、私と24番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまで、会社員をしながら3年間、両親からグラジオラスの栽培を習っていましたが、このたび、父所有の畑を初めて利用権設定することになりました。

グラジオラス33aの栽培を計画しており、目標年間販売高約200万円を目指しています。また今後、経営に余裕ができましたら、規模拡大をはかっていきたいという考えでした。

農機具については、必要分は所有しており、労力については、妻の協力を得て一緒に頑張っていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の6ページに添付しています。

議長

ただいまの、説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、8番、西森清次委員の退席を求めます。

(8番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から12番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から12番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から42番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の13番から42番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から42番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

9番委員
議長 はい、議長。
はい、9番委員。

9番委員 ちょっと聞きたいのですが、18番から28番ですね、29番から36番、農業生産法人が申請しておりますね、一月の間に、10件も20件も一辺に畑を借りることはできないと思うんですよ、これはどんな状況で一辺にまとまって申請したのか、これから高齢化になって、法人化を進めて行って、どんどん進むと思うんですよ、その時に、貸人、借人のことについては、1件1件、その月々ある訳ですから、農業委員会に申請の指導を事務局はお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願います。

議長 ご要望ということですね。

9番委員
議長 そうです。
次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

23番委員
議長 はい、議長。
はい、23番委員。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について
7月11日の転用調査時に、23番、30番の委員と事務局2名の計4名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。
申請に基づき、1番から6番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番及び3番から5番は売買、2番と6番は贈与による申請でございます。

2番は叔父（父の弟）への贈与で、6番は弟への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから11ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、28番、西村委員の退席を求めます。

（28番委員の退席を確認する。）

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（28番委員の復席を確認する。）

次に、議案第2号の2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、13番、井手委員の退席を求めます。

（13番委員の退席を確認する。）

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

9番委員 はい、議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 これは贈与なんで年齢的にですね、譲受人が86歳となっておりますね、この方は、農業しているのか、どういう状況なのか、説明をちょっとお願いします。

議長 はい、事務局。

事務局 井手義廣さんについては、事務局の方に来られて相談があったんですけども、その時は、とても元気な人でした。86歳だろうかとほんとうにびっくりしました。元気バリバリです。

議長 よろしいでしょうか。

9番委員 はい。

議長 よって、議案第2号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席を確認する。)

次に、議案第2号の3番から6番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 5番の譲受人の方は、82歳で、2町から耕作していますよね、こう出来るものですかね。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 この、今林さんについては、今林植物園というのがあると思うのですが、けれども、あそこの、観葉をやっている土地も全部含まれています。

16番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号の3番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の3番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更、用途区分変更申し出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

23番委員 はい、議長。

議長 はい、23番委員。

小委員長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

これにつきましても、7月10日の転用調査時に、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。用途変更になります。

資料の27ページをお開きください。

申請地は山川中学校から南へ670m行った農用区域の外周部に位置しており、東と北は道路、西と南は畑に接しています。

用途変更後の転用目的は農業用施設（農業用倉庫・通路・駐車場・資材置場・作業場・選果場・冷蔵倉庫）です。土地の所有者より、株式会社指宿やさいの王国が農地を購入する予定です。

農用地の用途変更がされた場合の農地区分は、第1種農地の不許可の例外である農業用施設等に該当いたします。

やさいの王国が、現在、使用する農業用倉庫が手狭になったことから、今回、農地を購入し建築する予定です。周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第3号の1番 用途区分変更について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 ちょっとお伺いしたいのですが、農業振興地域ということは、面積は外の地目もあるのか、それともなんか助成を受けて、農業振興地域になったのか、その辺をちょっと説明をお願いします。

議長 はい、事務局。

事務局 農業振興地域と言うのはですね、指宿市で住宅を建てるために指定されている、3種農地の都市計画用途地域内農地とあるんですけれども、そこを除いた外は、ほとんど農業振興地域ですので、その中のこれは、農用区域内地域内農地でありまして、ここに農業用倉庫を建てるために、用途変更を

するものです。地目は、1筆3、197㎡あります。

これが承認されれば、6ヵ月後には、また委員会の前に全体調査をすることになります。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

8番委員

はい。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の1番 用途区分変更については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の1番 用途区分変更については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

23番委員

はい、議長。

議長

はい、23番委員。

小委員長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、市役所から東へ223m行った所の農地で、東と南は水路、西は市道、北は宅地に接しています。

土地の形状については、10cmの砂利敷きを行い、周囲には防護柵を設置することです。ソーラーパネル枚数228枚、発電出力49.5kWです。周囲に農地がないことから、問題はないものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断

するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。
 議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
 それでは、議案第4号について、ご審議願います。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
 委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。
 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。
 23番委員 はい、議長。
 議長 はい、23番委員。
 小委員長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について
 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅と通路です。
 農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。
 資料の29ページをお開きください。
 申請地は、時遊館COCCOはしむれから北西へ72m行った所の農地で、東は道路、西と北は宅地、南は畑に接しています。
 申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入の上、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置済みです。
 南側に、農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
 次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設と駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、大迫公民館から南へ126m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は道路に接しています。

土地の形状については、切土を1mし、敷地には砂利を敷き、法面保護をすることです。雨水は隣接する4884番1の土地の地下に排水管を通し、駐車場とする4883番3を経由して、その東側の県道に付設の側溝に流入して処理する計画だということです。

また、4884番の1の所有者からは埋設の承諾書を貰っています。ソーラーパネル枚数324枚、発電出力49.5kWです。周辺に農地がありますが、営農への影響は警備であると判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から北西へ359m行った所の農地で、東、西、北は畑、南は市道に接しています。

申請人は、借家住まいのため、申請地を実父より受贈の上、住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。隣接農地への通路を確保することや、支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から北へ7m行った所の農地で、東と北は宅地、西は畑と宅地、南は道路に接しています。

土地の形状については、盛土を0.1mから0.2mし、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂等が流出しないようにする

とのことです。

申請人は、土地を購入し、駐車場に転用してから、ご主人の経営する法人に貸し付けるとのことです。西側に一部農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから北東へ299m行った所の農地で、東は市道、西は宅地、南は畑、北は水路に接しています。土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

現在、横浜市に居住していますが、実家に近接する申請地を叔母より使用貸借し、叔母の面倒を見るために住宅を建築しようとするものです。

隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、共同住宅と駐車場です。

農地区分・許可事項については、市役所から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、市役所から北へ223m行った所の農地で、東と北は田、西は市道、南は宅地に接しています。

土地の形状については、盛土を0.8mから1mし、境界ブロックについては設置予定です。

申請人は、現在、市内三箇所で賃貸住宅を経営しており、今回、市役所や警察署等の公的機関を始め、飲食店やデパート、病院等が集約された地区で、生活するには全く不便がなく、入居者を確実に確保できるものと判断し、申請地を選定したとのこと。

東側と北側に田がありますが、不耕作地となっているため、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号の1番から6番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号の1番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 23ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は5件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2以下につきましては、お目通しください。

なお、所在地図及び字図につきましては、資料の36ページから49ページに添付してありますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受をご説明いたします。

25ページをお開きください。件数は1件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員 はい、議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 4番のあっせんですよ、この図面の中の地番が2947-1と2949-1のはずなんですけど、2つとも、2947になっているんですけど、どちらがどうですかね。45ページです。

事務局 資料の45ページ、右の一番下に記載してあります所在の所ですが、2947-1が1, 586㎡, 下の方が2949-1になります。

すみません、訂正をお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあ

事務局
議長
事務局

っせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

はい、議長。

はい、事務局。

売渡、貸付の

番号1は 9番と 1番委員。 番号2は16番と18番委員。

番号3は 3番と26番委員。 番号4は 8番と 7番委員。

番号5は20番と29番委員。

買受の、

番号1は 5番と 3番委員。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、「事務局案」のとおり決定いたします。

これもちまして全ての議案は終了いたしました。

引き続き、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

その他（議案26ページを参照して説明）

1. 結婚祝い金の贈呈について
2. 一時使用届出について
3. 7月の行事報告
4. 8月の行事予定
5. その他

・農地中間管理事業について

お手元にカラー刷りのパンフレットを配布してございます。

皆様、既にテレビ・新聞などでご存知の事とは存じますが、県の地域振興公社からパンフレットをいただきまして、農地中間管理事業が始まりましたということで、パンフレットに説明をしてございます。

農地中間管理事業とは、簡単に言えばどういうものかと申しますと、今、私の方であっせんをしております。あっせん事業はですね、私の方に、売り、買い、貸し、借り、交換等が来ておりますが、その外に耕作放棄地とか自由な畑もあって、あっせん事業を知らない方がいるものですから、農地を持っている方に、ここの真ん中に書いてございますが、担い手農家に

です。貸し出しをして、土地の集約を図っていかうというのが、この農地中間管理事業でございます。

詳しくは、このパンフレットを見ていただいて、活用していただければと考えております。以上です。

議長
事務局

次、お願いいたします。

・連絡網について

何かあった時のために、皆様の連絡網というのがございますが、中には連絡が入って来ないということで、ぜんぜん知らなかったという方もおります。

それで、連絡網の一番最後に当たっている委員さんは、誠に申し訳ございませんが、事務局の方に、連絡が入りましたのでということで、報告をしていただきたいと思っております。

それと、8月21日に、鹿児島県農業委員大会が行われますけれども、この時、鹿児島県農業会議会長表彰の継続15年以上の方に、表彰がありまして、うちの方から、諏訪園会長、石神委員、松木委員、野元委員、吉永委員の5名が表彰されます。

議長

次に私の方から、先日、県の農業会議の方から、農業新聞の普及拡大ということで巡回訪問がありまして、委員年間1人、最低2部の新規購読の推進をしてくださいということですので、ぜひとも日頃から、そういう形で、農家の皆さんと接していただき、農業新聞の普及拡大、年間1人、2件の新規購読ということですので、お願いをしておきます。

それから、先ほど事務局から話がありましたが、8月21日は、県内職員まで含めて約900名ですけれども、全員が集っての大会ですので、20・21日両方とも皆さん方には忙しい中とは思いますが、一人の欠席もないように出席方お願いをしておきます。

ほかにございませんか。

8番委員

はい、議長。

議長

はい、8番委員。

8番委員

暫時休憩をお願いします。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

ほかにございませんか。

23番委員

はい、議長。

議長

はい、23番委員。

23番委員

1つだけ要望ですが、先月の現地調査の折に、山川の委員さんが欠席さ

れて、もし欠席される場合は、代替を送っていただかないと、指宿と開聞はだいたい分かるんです。山川を審査する場合に、どうなんですかと審査する時、まあ事務局は分かっているんでしょうけど、地元の委員さんをそれなりに割振ってある訳ですから、もし自分がどうしても都合が悪い場合は、交替していただければと思います。

事務局

あの、通常はですね、代替の方よろしくお願ひしますと、お願ひするんですけれども、今回の場合は、台風の関係があったものですから、みなさん農家の方ですので、忙しいだろうと思って、2名の委員さんには誠に申し訳なかったんですけれども、片付けとかそういう諸々があるかと思ひまして、無理強いはいたしませんでしたので、これから通常どおり行っていきたくお願ひします。

23番委員
議長

よろしくお願ひします。

おっしゃるとおりです。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第25回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願ひします。

一同礼。

(閉会 午後 3時 2分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員20番委員

議事録署名委員22番委員

|

|

